

04 総務省 (地域再生 非予算)

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1119	11191010	中核市の事務を執行可能な自治体となる要件を緩和する	中核市の事務を執行可能な自治体となる要件を緩和し、一定の財政力等を持つ特例市が自ら申し出ることにより中核市の事務執行が可能となるようにし、住民サービスの向上と、県・市2重行政の解消による行政事務の効率化を実現するものである。	<p>次の条件を満たす特例市が自ら申し出ることにより中核市の事務執行が可能となるようにし、住民サービスの向上と、県・市2重行政の解消による行政事務の効率化を実現する。</p> <p>地方自治法第252条の26の3に定める特例市であること。</p> <p>申出時点において、地方交付税法第2条に規定する基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヵ年平均値(財政力指数)が0.7以上であり、相応の財政的自立度を有していること。</p> <p>許認可等事務を公正、透明に執行する観点から、情報の公開と個人情報保護について一定水準以上の制度を設け、既に実施していること。</p>	<p>地方自治法第252条の23は、中核市となるべき市が備えなければならない要件として、次のとおり都市の「規模」を掲げている。</p> <p>ア 人口30万人以上、 イ 人口50万人以下の場合は市域面積が百キロ㎡以上、 しかしながら、中核市となることによって新たに取組むことが可能となる事務は、身体障害者手帳の交付事務に代表されるように、その多くが福祉・保健衛生分野等、住民に直結したものである。これらは本来、住民に身近な市町村が直接担うべきものであり、これにより、住民サービスの利便性や迅速性等を画期的に向上できる。</p> <p>また、これにより都道府県が行っている届出等書類の授受や許認可、検査、指揮監督等の事務が移管、若しくは廃止でき、市との二重行政の解消を通じて大幅に事務が効率化できる。</p> <p>もとより、その事務内容も、都市の規模が上記法定要件以上でなければ執行できない性質のものではない。このことから、次の要件を備えた市が、自ら申し出ることにより中核市の事務を執行することが可能となるようにするものである。</p> <p>地方自治法第252条の26の3に定める特例市であること。</p> <p>申出時点において、地方交付税法第2条に規定する基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヵ年平均値(財政力指数)が0.7以上であり、相応の財政的自立度を有していること。</p> <p>許認可等事務を公正、透明に執行する観点から、情報の公開と個人情報保護について一定水準以上の制度を設け、既に実施していること。</p>	埼玉県	埼玉県草加市	小粒でも「中核市」特区	中核市となることによって新たに取組むことが可能となる事務は、その多くが福祉・保健衛生分野等、住民に直結したものである。これらは本来、住民に身近な市町村が直接担うべきものであり、これにより、住民サービスの利便性や迅速性等を画期的に向上できる。また、これにより都道府県が行っている届出等書類の授受や許認可、検査、指揮監督等の事務が移管、若しくは廃止でき、市との二重行政の解消を通じて大幅に事務が効率化できる。もとより、その事務内容も、都市の規模が上記法定要件以上でなければ執行できない性質のものではない。そこで、中核市となる要件を緩和するものである。
1207	12072010	廃校校舎等施設の民間事業者等有償貸付け時の「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援	廃校舎等の有効活用を公共用に活用することが難しく、地域経済・地域活力・地域雇用につながる民間事業者参加をもって有効活用するときは、その廃校舎施設が、国庫補助金・地方債等で整備され、国庫補助金の返納・地方債の繰上償還・今後の施設維持管理費が生じる場合については、廃校舎等を民間事業者の有償で貸付ける場合においても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置の拡大をお願いします。	学校統廃合に伴う廃校舎等施設の民間事業者への有償貸付け 旅館・レストラン・事務所・工場等施設	学校統廃合に伴い国庫補助金を受けて建築した廃校舎等施設の有効活用	熊本県	熊本県山都町	統廃合に伴う廃校舎等施設の民間有償貸付けによる転用と民間事業者参加による地域活性化計画	過疎化の進行と相俟って少子化が進行する中、平成18年度には14校が廃校施設となる見込みです。14校もある有用な施設を放置することは、今までの社会資本整備を無駄にすることになります。 過疎の町としては14校すべてを公共用に活用することが難しい現状にあり、民間事業者の参加をも得て有効活用することが、地域経済・地域活力・地域雇用につながると思えますので、処分制限期間内の廃校舎等施設を民間事業者の有償で貸付ける場合であっても「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」の支援措置をお願いします、民間事業者参加のもと地域の活性化につなげたい。
1265	12652010	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法の改正(道府県を対象とした第252条の19(指定都市の権能)と同様の規定の新設) * 内容 指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営(NPM)の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 なお、制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。 * 権限の受入体制 静岡県には、約377万人(平成12年国勢調査)の県民が暮らし、国際比較では、シンガポール、ニュージーランド、アイルランドなど、一国に匹敵している。また、全国第5位の財政力指数、職員数の少なさ(対県人口比)全国4位、業務欄卸表などNPMの積極的導入等、「政令県」たる行政基盤と自治能力を有している。 * 権限移譲事務の例 総務省 有線テレビジョン放送施設の設置許可等 財務省 徴税事務の一元化等 厚生労働省 都道府県労働局の事務、保険医療機関の指導・監査等 農林水産省 国有林野の管理・経営、農地転用許可等 経済産業省 商工会議所の設立認可、簡易ガス事業の許可等 国土交通省 道路の建設・管理、乗合バス事業の許認可等 環境省 国立公園内の各種許認可	次のような事業に取り組むことにより、概ね平成22年度までに県内総生産額15兆3,600億円～16兆7,500億円、年間開業率4.1%以上、雇用創出では就業者数187万8千人～193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高齢者雇用企業割合100%の達成等をめざす。 ・産業の国際競争力強化の支援 ・豊かな産物を供給する農業、水産業の支援 ・高付加価値の「ものづくり産業」の支援 ・社会のニーズに即した「ネットワーク産業」の支援 ・人間のための科学技術の革新 ・誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出	緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は、国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。 そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。	静岡県	静岡県	静岡県政令県構想	指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定する制度を創設し、基本的に国の地方支分部局の事務の全てを「政令県」に移譲することを提案する。 制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員、施設・設備を政令県に移譲するほか、移譲事務を執行するために要する経費について財源措置を講ずることとする。 「政令県」構想の実現により、国の地方支分部局と道府県の二重行政を解消して「行政の効率化」を図り、経済活性化施策への資源の重点配分を行うほか、縦割り行政から総合行政へ転換して、企業・求職者等に対する一元的情報提供や行政手続の簡素化・迅速化等を実現する。

04 総務省(地域再生 非予算)

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672090	審議会の必置規制の廃止	審議会の設置の如何については、地方自治体の自主的な運営方針に委ねるべきである。	審議会の設置について、その必要性等については、地方自治体の裁量に委ねるべきである。	本県においては、平成16年度に第二次行政システム改革推進計画を策定し、その中で、設置目的及び設置必要性等について必置規制の見直しを提案していくこととした。 検討の中で、以下の5つの審議会については、設置の必要性や、県条例での設置で十分であるとの判断に達しているため、今回、これら5つの審議会の必置規制の見直しを提案する。【必置規制見直し提案を行う審議会】・広島県固定資産評価審議会 ・広島県農業共済保険審査会 ・広島県広島港地方港湾審議会 ・広島県尾道系崎港地方港湾審議会 ・広島県福山港地方港湾審議会	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672180	事務処理特例条例で基礎自治体に事務を移譲した場合における個別法令に基づく基礎自治体から国への事前協議について、県経由規定を廃止すること	事務処理特例条例により、規模・能力等の拡大した基礎自治体に移譲した事務については、県の関与を排除し、基礎自治体が国と直接協議できるよう制度の見直しを提案。	事務処理特例条例で基礎自治体に移譲した事務に係る県経由規定が廃止されることにより、規模・能力の拡大した基礎自治体の責任において、国と直接協議することが可能となる。	本県においては、分権改革推進計画に則り、今後、基礎自治体への権限移譲を順次進めていくこととしている。しかしながら、その際、基礎自治体に移譲した事務についても、地方自治法の規定により、国と基礎自治体とのやり取り(資料提出、助言、是正の要求など)は、県を通して行うこととされている。これらの行為については、市町村合併により、規模・能力が拡大した基礎自治体の責任において処理されるべきであり、県が関与するべき必要はないと考えられる。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。